

豊明市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市公契約条例（令和元年豊明市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(労働条件の確保について報告を求める公契約)

第2条 条例第8条第2項に規定する報告を求める公契約は、条例第2条第1号に規定する公契約であって、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格が500万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約

ア 市庁舎の清掃の業務

イ 市庁舎の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 市庁舎の電話交換又は受付の業務

エ 給食調理の業務

(3) 予定価格が1,000万円以上の豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）第8条の規定により締結する協定のうち、公募によるもの

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。